



2023年4月24日

各 位

会 社 名 株式会社アルゴグラフィックス
代表者名 代表取締役会長執行役員 藤澤 義磨
(コード：7595 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長 長谷部邦雄
(TEL 03-5641-2018)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月22日開催予定の第39回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものです。

(2) 移行の時期

2023年6月22日開催予定の第39回定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月22日
定款変更の効力発生日	2023年6月22日

以 上

(下線は変更部を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第5条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>	第5条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第6条～第16条 (条文省略)	第6条～第16条 (現行どおり)
(議事録)	(議事録)
第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役および <u>監査役</u> はこれに記名押印または電子署名する。	第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役はこれに記名押印または電子署名する。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は <u>1</u> 2名以内とする。	第18条 当社の取締役は <u>1</u> 7名以内とする。
	2 前項の取締役のうち、 <u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
	2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
	3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	第21条 代表取締役は、 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会の決議によって選定する。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各 <u>監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2 取締役および <u>監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議方法)	(取締役会の決議方法)
第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
<p>2 ただし、議案の重要性に鑑み、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数が特別決議とすることに同意した場合は、出席した取締役の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>2 ただし、議案の重要性に鑑み、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数が特別決議とすることに同意した場合は、出席した取締役の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p><u>3 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 2 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 2 (現行どおり)</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法) 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(員数) 第29条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u> 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p><u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第38条 当社は、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第39条 会計監査人は、<u>監査役会の同意を得て</u>、株主総会の決議によって選定する。</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選定する。</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>